

# 第9章 事故災害対策計画

この章では、俱知安町地域防災計画のうち、水害、雪害、融雪災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野災害及び大規模停電災害等の各種災害に対する活動体制や災害予防、災害応急対策等の計画を示したものです。

第1節 水害対策計画 .....	9-1
第1 活動体制（全対策部） .....	9-1
第2 気象情報・予警報の伝達（庶務班） .....	9-1
第3 災害情報の収集伝達体制（庶務班） .....	9-1
第4 災害広報（企画広報班） .....	9-1
第5 警戒及び巡視（土木班・羊蹄山ろく消防組合） .....	9-2
第6 水防作業（全対策部） .....	9-3
第7 決壊通報（庶務班） .....	9-3
第8 避難指示及び警戒区域の設定（町長・羊蹄山ろく消防組合） .....	9-4
第9 避難指示等の発令基準 .....	9-4
第10 交通応急対策（土木班・庶務班・企画広報班） .....	9-4
第11 広域応援（庶務班） .....	9-4
第12 自衛隊派遣要請（庶務班） .....	9-4
第13 水防報告（町長・庶務班） .....	9-4
第2節 雪害対策計画 .....	9-5
第1 活動体制（全対策部） .....	9-5
第2 情報通信（庶務班） .....	9-5
第3 災害広報（企画広報班） .....	9-5
第4 交通規制（土木班） .....	9-5
第5 避難措置 .....	9-5
第6 積雪時における消防対策（土木班・羊蹄山ろく消防組合） .....	9-5
第7 ライフライン施設の応急対策（水道対策部） .....	9-6
第8 道路交通の確保（土木班） .....	9-7
第9 雪崩警戒対策（土木班） .....	9-8
第10 孤立地域に対する対策（全対策部） .....	9-8
第3節 融雪災害対策計画 .....	9-9
第1 活動体制（全対策部） .....	9-9
第2 気象情報・予警報の伝達（庶務班） .....	9-9
第3 害情報の収集伝達体制（庶務班） .....	9-9
第4 災害広報（企画広報班） .....	9-9

第4節 鉄道災害対策計画.....	9-1 1
第1 基本方針.....	9-1 1
第2 災害予防.....	9-1 1
第3 災害応急対策.....	9-1 2
第5節 道路災害対策計画.....	9-1 5
第1 基本方針.....	9-1 5
第2 災害予防.....	9-1 5
第3 災害応急対策.....	9-1 5
第6節 危険物等災害対策計画.....	9-1 9
第1 基本方針.....	9-1 9
第2 危険物の定義.....	9-1 9
第3 災害予防.....	9-1 9
第4 災害応急対策.....	9-2 2
第7節 大規模な火事災害対策計画.....	9-2 5
第1 基本方針.....	9-2 5
第2 災害予防.....	9-2 5
第3 災害応急対策.....	9-2 6
第4 災害復旧.....	9-2 8
第8節 林野火災対策計画.....	9-2 9
第1 基本方針.....	9-2 9
第2 予防対策.....	9-2 9
第3 応急対策.....	9-3 1
第9節 大規模停電災害対策計画.....	9-3 4
第1 基本方針.....	9-3 4
第2 予防対策.....	9-3 4
第3 災害応急対策.....	9-3 4

## 事故災害対策計画の役割分担

第1節 水害対策計画				
第1 活動体制（全対策部）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
応急活動体制の確立	全 対 策 部			
第2 気象情報・予警報の伝達（庶務班）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
気象注意報・警報等の情報の伝達	庶 務 班			
第3 災害情報の収集伝達体制（庶務班）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
情報連絡のための通信手段の確保	庶 務 班			
第4 災害広報（企画広報班）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
町民等への広報の実施	企 画 広 報 班			
第5 警戒及巡視（土木班・羊蹄山ろく消防組合）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
応急措置等の対策の実施	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
河川の警戒及び応急対策	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
水防活動等の応急対策の実施	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
広報車等により町民等への周知	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
土砂災害危険区域の警戒及び応急対策	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
施設管理者への通報	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
町民等への周知	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
応急措置等の応急対策の実施	土 木 班			羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合
第6 水防作業（全対策部）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
迅速的確な作業の実施	全 対 策 部			
第7 決壊通報（庶務班）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
河川堤防決壊の通報	庶 務 班			

**第10 交通応急対策（土木班・庶務班・企画広報班）**

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
消防団員、作業員等の人員及び、応急対策活動用資機材の輸送路線の確保	土木 庶務班 企画広報班			

**第11 広域応援（庶務班）**

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援の要請	庶務班			

**第12 自衛隊派遣要請（庶務班）**

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
自衛隊に対し災害派遣の要請	庶務班			

**第13 水防報告（町長・庶務班）**

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
水防報告	庶務班			
水防活動実施報告	庶務班			

## 第2節 雪害対策計画

### 第1 活動体制（全対策部）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
円滑・迅速な応急対策の実施	全 対 策 部			
応急活動体制の確立	全 対 策 部			

### 第2 情報通信（庶務班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
情報連絡のための通信手段の確保	庶 務 班			
情報の確認、共有化、応急対策の調整等の実施	庶 務 班			

### 第3 災害広報（企画広報班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
町民等への広報	企 画 広 報 班			

### 第4 交通規制（土木班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
交通規制を実施	土 木 班			俱知安警察署

### 第5 避難措置

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
必要な避難措置の実施	町			

### 第6 積雪時における消防対策（土木班・羊蹄山ろく消防組合）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
積雪状況の確認	土 木 班			羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合
除雪車出動要請	土 木 班			羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合

### 第7 ライフライン施設の応急対策（水道対策部）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
復旧用資機材の点検、整備及び対策要員の確保	水 道 対 策 部			

### 第8 道路交通の確保（土木班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
国道・道道の除雪	土 木 班			小樽開発建設部 俱 知 安 開 発 事 務 所 小樽建設管理部 真 狩 出 張 所
町道の除雪	土 木 班			
町道の排雪の実施	建 設 課			
道路幅員の確保	建 設 課			

### 第9 雪崩警戒対策（土木班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
道路斜面の雪崩対策	土 木 班			
雪崩による災害発生の防止対策の実施	土 木 班			
鉄道施設の雪崩対策	土 木 班			J R 北 海 道 俱 知 安 駅 札 幌 保 線 所 俱 知 安 保 線 管 理 室
列車運転の安全確保	土 木 班			J R 北 海 道 俱 知 安 駅 札 幌 保 線 所 俱 知 安 保 線 管 理 室
山岳斜面・スキー場等の雪崩対策	商 工 班			

### 第10 孤立地域に対する対策（全対策部）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
食料の供給	全 対 策 部			
空中輸送の実施	全 対 策 部			

### 第3節 融雪災害対策計画

#### 第1 活動体制（全対策部）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急活動体制の確立	全 対 策 部			

#### 第2 気象情報・予警報の伝達（庶務班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
気象注意報・警報等の情報の伝達	庶 務 班			

#### 第3 害情報の収集伝達体制（庶務班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
情報連絡のための通信手段の確保	庶 務 班			
情報の確認、共有化及び応急対策の調整	庶 務 班			

#### 第4 災害広報（企画広報班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
町民等への広報	企 画 広 報 班			
道路交通の確保	土 木 班			小樽開発建設部 俱知安開発事務所 小樽建設管理部 真狩出張所
警戒及び巡視 土砂崩れの応急措置等の応急対策の実施	土 木 班			羊蹄山ろく消防組合
水防活動等の応急対策の実施	企 画 広 報 班			
施設管理者に通報するとともに速やかに町民等への周知	土 木 班			小樽建設管理部 真狩出張所
土砂崩れの応急措置等の対策の実施	土 木 班			小樽建設管理部 真狩出張所

## 第4節 鉄道災害対策計画

### 第2 災害予防

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
職員の非常参集体制				北海道運輸局
応急活動のためのマニュアルの作成				北海道運輸局
災害応急体制の整備				北海道運輸局
実践的な防災訓練の実施				北海道運輸局
関係機関との連携等の徹底				北海道運輸局

### 第3 災害応急対策

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
円滑・迅速な応急対策の実施	全 対 策 部			
応急活動体制の確立	全 対 策 部			
情報の確認、共有化及び応急対策の調整	庶 務 班			
災害広報	企 画 広 報 班			
被災者の家族への広報				関 係 機 関
旅客及び地域住民等への広報				関 係 機 関
救助救出活動				関 係 機 関
医療救護活動				関 係 機 関
消防活動				羊蹄山ろく消防組合
行方不明者の捜索及び遺体の収容	町			関 係 機 関
交通規制の実施				北 海 道 警 察 関 係 機 関
危険物流出対策	町			鉄 軌 道 事 業 者
自衛隊派遣要請	町			
広域応援	庶 務 班		道	消 防 機 関
災害復旧				鉄 軌 道 事 業 者

## 第5節 道路災害対策計画

### 第2 災害予防

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
道路施設の点検体制の強化				関 係 機 関
連絡体制の整備				関 係 機 関
情報を迅速に提供するための体制の整備				関 係 機 関
安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備				関 係 機 関
職員の非常参集体制				関 係 機 関
応急活動のためのマニュアルの作成				関 係 機 関
災害応急体制の整備				関 係 機 関
資機材の整備				関 係 機 関
道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発				関 係 機 関

### 第3 災害応急対策

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
円滑・迅速な応急対策の実施	全 対 策 部			
応急活動体制の確立	全 対 策 部			
災害情報連絡のための通信手段の確保	庶 務 班			
情報の確認、共有化、応急対策の調整	庶 務 班			
災害広報	企 画 広 報 班			
被災者の家族等への広報				関 係 機 関
道路利用者及び地域住民等への広報				関 係 機 関
救助救出活動				
医療救護活動				
消防活動				羊蹄山ろく消防組合
行方不明者の捜索及び遺体の収容	町			関 係 機 関
交通規制				
危険物流出対策				
自衛隊派遣要請			知 事	
広域応援	庶 務 班		道	消 防 機 関
災害復旧				道 路 管 理 者

## 第6節 危険物等災害対策計画

### 第3 災害予防

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
円滑・迅速な応急対策の実施	町			
応急活動体制の確立	町			
災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段の確保	庶 務 班			
情報の確認、共有化及び応急対策の調整	庶 務 班			

### 第4 災害応急対策

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害広報	企 画 広 報 班			
被災者の家族等への広報				関 係 機 関
地域住民等への広報				関 係 機 間
応急活動体制の制定	町 長			
災害応急対策の実施	町 長			
災害拡大防止				
消防活動				羊蹄山ろく消防組合
避難措置	町			関 係 機 間
救助救出及び医療救護活動等	町			関 係 機 間
交通規制				北 海 道 警 察 関 係 機 間
自衛隊派遣要請			知 事	
広域応援	広 報 班		道	消 防 機 間

## 第7節 大規模な火事災害対策計画

### 第2 災害予防

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 閐
大規模な火事災害に強いまちづくり	町			消 防 機 閐
被害想定の作成	町			関 係 機 閐
予防査察の実施	町			関 係 機 閐
防火管理者制度の推進	町			関 係 機 閐
防火思想の普及	町			関 係 機 閐
自主防災組織の育成強化	町			関 係 機 閐
消防水利の確保	町			関 係 機 閐
消防体制の整備	町			関 係 機 閐
防災訓練の実践	町			関 係 機 閐

### 第3 災害応急対策

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 閐
災害広報	企 画 広 報 班			
被災者の家族等への広報				関 係 機 閐
地域住民等への広報				関 係 機 閐
地域に係る災害応急対策の実施	町 長			
円滑・迅速な応急対策の実施	町			
応急活動体制の確立	町			
災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段の確保				
消防活動				羊蹄山ろく消防組合
避難措置	町 長			関 係 機 閐
救助救出及び医療救護活動等	町			関 係 機 閐
交通規制				北 海 道 警 察 関 係 機 閐
自衛隊派遣要請			知 事	
広域応援	広 報 班		道	消 防 機 閐

### 第4 災害復旧

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 閐
迅速かつ円滑な復旧				

## 第8節 林野火災対策計画

### 第2 予防対策

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について広く周知	町		道	関 係 機 関
観光関係者による予防意識の啓発	町		道	関 係 機 関
消火資機材等の整備	町		道	関 係 機 関
地域に適合した機材の配備	町		道	関 係 機 関

### 第3 応急対策

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
円滑・迅速な応急対策の実施	全 対 策 部			
応急活動体制の確立	全 対 策 部			
災害情報連絡のための通信手段の確保	庶 務 班			
災害広報	企 画 広 報 班			
被災者の家族等への広報				関 係 機 関
地域住民等への広報				関 係 機 関
地域に係る災害応急対策の実施				
消防活動				俱 知 安 警 察 署
避難措置	町 長			関 係 機 関
交通規制				北 海 道 警 察 関 係 機 関
自衛隊派遣要請			知 事	
広域応援	庶 務 班		道	消 防 機 関

## 第9節 大規模停電災害対策計画

### 第3 災害応急対策

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害広報	町		道	北 海 道 警 察 北 海 道 電 力 (株)
災害応急対策の実施	町 長			
医療救護活動				
交通対策				
避難所対策				
応急電力対策				
給水対策	町			水 道 管 理 者
石油類燃料の供給対策	町		道	
自衛隊派遣要請			知 事	
広域応援	町		道	消 防 機 関

## 第1節 水害対策計画

本項は、洪水のほか風水害全般の災害に対する警戒及び防御並びにこれらによる被害の軽減を図るための予防・応急対策について定めたものである。

風水害対策においては、台風や前線の接近に伴う気象注意報及び警報や河川情報等をもとに事前に警戒体制を整備する。

町及び各防災関係機関は、風水害に係る気象情報等をもとに応急体制をとり、危険区域の警戒・巡回等速やかな応急対策を実施する。

### 第1 活動体制（全対策部）

町（各対策部）及び各防災関係機関は、気象注意報・警報等の防災気象情報及び雨量・水位観測データなどから災害の発生するおそれがあるときは、応急活動体制を確立し、災害発生に備えて警戒活動を行うとともに、災害予防活動を行う。

町（各対策部）の応急活動体制は、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところによる。

### 第2 気象情報・予警報の伝達（庶務班）

気象注意報・警報等の防災気象情報の伝達は、「第3章防災組織第2節第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達」による。

### 第3 災害情報の収集伝達体制（庶務班）

水害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信伝達等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施する。

町は、情報連絡のための通信手段を確保するとともに、気象官署及び関係機関等と密接に連絡を取り、町内及び河川上流の降雨量及び河川水位の状況を的確に把握する。

把握した情報については、迅速に他の防災関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

### 第4 災害広報（企画広報班）

風水害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、町民等に対して行う災害広報は、「第5章災害応急対策計画第3節第1 災害広報及び情報等の提供の方法」の定めるところによるほか、次により実施する。

町民等への広報、報道機関、広報車の利用、掲示板等により次の事項についての広報を実施する。

- (1) 風水害の情報
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (4) 避難場所等について
- (5) 交通通信状況
- (6) 医療機関等の情報
- (7) 関係機関の応急対策に関する情報
- (8) 施設等の復旧状況
- (9) 電気等ライフラインの状況
- (10) その他必要な事項

## 第5 警戒及び巡視（土木班・羊蹄山ろく消防組合）

町（土木班）及び各防災関係機関は、風水害等のおそれがあるときは、警戒・巡視を行うとともに、異常を発見したときは、土のうの設置、土砂崩れの応急措置等の対策を実施する。

### （1）河川の警戒及び応急対策

町（土木班）及び羊蹄山ろく消防組合は、風水害が発生するおそれがあるときは、町内の河川の巡視又は監視による警戒を行い、災害が発生するおそれのある異常を発見したときは、河川管理者に通報するとともに、水防活動等の応急対策を実施する。

小樽建設管理部真狩出張所は、風水害が発生するおそれがあるときは、道管理河川の警戒・巡視を行い、異常を発見したときは、町（土木班）に連絡するとともに、応急対策を実施する。

また、河川施設の異常を発見したときは、サイレン、広報車等により町民等に周知する。

### （2）監視警戒内容

監視警戒の内容は次による。

- ア 河川の水位の状況
- イ 水防施設の異常の有無
- ウ 道路、橋梁、その他、応急対策活動に關係ある被害状況
- エ その他水防上必要と認められる事項

### （3）巡視・監視の注意事項

巡視又は監視に当たり、注意すべき事項は次のとおりである。

- ア 居住地側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- イ 川側堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 河川堤防の溢水状況
- オ 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他構造物と河川堤防の取付け部分の異常
- キ ため池等については、ア～カまでの他次の事項
- ク 取入口の閉塞状況
- ケ 流域の山崩れの状態
- コ 流入水及び浮遊物の状況
- サ 余水吐及び放水路付近の状況
- シ 重ね池の場合の上部ため池の状況
- ス 桶管の漏水による亀裂及び崖崩れ

### （4）土砂災害危険区域の警戒及び応急対策

町（土木班）及び小樽建設管理部真狩出張所は、降雨等による災害が発生するおそれがあるときは、土石流、崖崩れ等土砂災害危険地区の巡視・警戒を行う。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに町民等への周知及び土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

参考：警戒・避難の指標としての前兆現象

前兆現象は、視覚、聴覚、臭覚により顕在化し、時間経過とともに変化が見られるという特徴が判明している。

### 【土石流】

直 前	1~2 時間前	2~3 時間前
土臭い臭い 地鳴り 流水の急激な濁り 溪流水位の激減*	渓流内での転石の音 流木発生	流水の異常な濁り

\*「溪流水位の激減」は、降雨が継続しているにもかかわらず溪流水位が激減した場合、  
渓流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。

### 【崖崩れ】

直 前	1~2 時間前	2~3 時間前
湧水の停止 湧水の噴出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がボロボロ落下 地鳴り	小石がパラパラ落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水量の増加 表面流発生

注) 崖崩れについては上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

### 【地滑り】

切迫性が極めて大	切迫性が大	切迫性がやや小
地鳴り・山鳴り 地面の震動	池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音 樹木の傾き	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加

注) 地滑りは上記の現象はかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。

「土砂災害警戒避難に関する前兆現象検討会 平成18年3月」による

## 第6 水防作業（全対策部）

町（全対策部）は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、もっとも適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施する。

## 第7 決壊通報（庶務班）

河川堤防が決壊した場合は、町（町長・庶務班）、羊蹄山ろく消防組合、又は河川管理者は、直ちに「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により通報する。

**第8 避難指示及び警戒区域の設定（町長・羊蹄山ろく消防組合）**

町（全対策部）及び各防災関係機関は、風水害等により避難の必要があるときは、「第5章災害応急対策計画第4節第3 避難指示等の周知」及び「第5章災害応急対策計画第5節第3 警戒区域の設定」により、避難指示及び警戒区域を設定する。

**第9 避難指示等の発令基準**

避難指示等の発令を判断する基準については、「第5章災害応急対策計画第4節第3避難指示等の周知」とおりとする。

なお、巡回中の職員等が、河川水位の上昇等の異常を確認した場合は、基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

**第10 交通応急対策（土木班・庶務班・企画広報班）**

水害発生時の交通応急対策は、「第5章災害応急対策計画第13節第1 交通応急対策の実施」により実施し、応急対策活動に従事する消防団員、作業員等の人員及び、応急対策活動用資機材の輸送路線を確保する。

**第11 広域応援（庶務班）**

風水害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章災害応急対策計画第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

**第12 自衛隊派遣要請（庶務班）**

風水害の規模により、必要がある場合には、「第5章災害応急対策計画第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

**第13 水防報告（町長・庶務班）****(1) 水防報告**

町（庶務班）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局に報告する。

- ア 水防のため消防署・消防団を出動させたとき。
- イ 他の水防管理団体（市町村）の応援を要請したとき。
- ウ その他必要と認められる事態が発生したとき。

**(2) 水防活動実施報告**

町（庶務班）は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告書を翌月5日までに後志総合振興局に2部提出する。

## 第2節 雪害対策計画

町は、大雪、吹雪等による災害が発生又は発生するおそれがあるときは、迅速的確な除雪体制を確保し、道路交通の確保に努めるとともに、降雪により予想される消防活動への支障、孤立地域の発生等に対し、迅速に応急対策活動を行う。

### 第1 活動体制（全対策部）

町は、大雪、吹雪等により、雪崩や吹雪等による道路交通の遮断による孤立地域の発生等、雪害の発生又は発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

### 第2 情報通信（庶務班）

雪害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施する。

町（庶務班）は情報連絡のための通信手段を確保するとともに、札幌管区気象台等関係機関と密接に連絡をとり、区域内の降雪及び積雪の状況を的確に把握する。把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

### 第3 災害広報（企画広報班）

雪害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町民等に対して行う災害広報は、「第5章災害応急対策計画第3節第1 災害広報及び情報等の提供の方法」の定めるところによるほか、次により実施する。

#### （1）町民等への広報

報道機関、広報車、掲示板等により次の事項についての広報を実施する。

- ア 雪害の情報（孤立区域、雪崩発生区域等）
- イ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ウ 避難場所等について
- エ 交通通信状況
- オ 火災発生の状況
- カ 医療機関等の情報
- キ 関係機関の応急対策に関する情報
- ク 電気等ライフラインの状況
- ケ 食料供給の状況
- コ その他必要な事項

### 第4 交通規制（土木班）

俱知安警察署及び各道路管理者は、雪害による交通の混乱を避けるため、「第5章災害応急対策計画第13節第1 交通応急対策の実施」の定めるところにより交通規制を実施する。

### 第5 避難措置

町は、雪害発生時において、町民の生命・身体に危険が及ぶことが予想されるときは、「第5章災害応急対策計画第3節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

俱知安警察署は、雪害により町民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を進めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、町民に対し避難を指示し、誘導する。

### 第6 積雪時における消防対策（土木班・羊蹄山ろく消防組合）

町（土木班）は、大雪又は吹雪等により、消防車両の通行が停止又は停止するおそれがある場合、除雪車を緊急出動させ、緊急車両の通行を助ける。

## (1) 積雪状況の確認

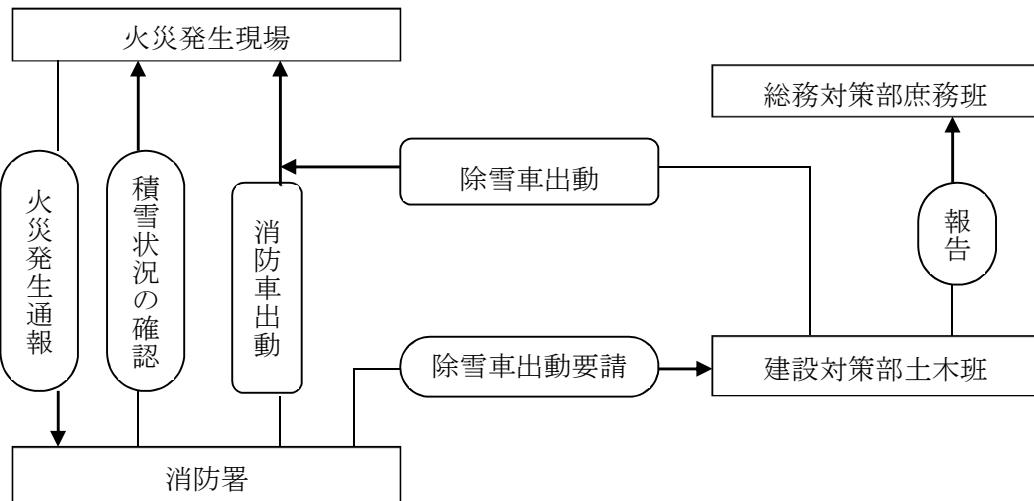
町（土木班）は、積雪期においては、町内の積雪状況を常に把握しておく。

羊蹄山ろく消防組合は、火災発生又は救急搬送の通報を受理した場合、通報者から積雪状況を聴取し、除雪車出動の必要性を判断する。

## (2) 除雪車出動要請

羊蹄山ろく消防組合は、緊急車両の出動にあたり、除雪車の出動が必要と判断した場合には、町（土木班）に除雪車の出動要請を行う。

町（土木班）は、羊蹄山ろく消防組合から除雪車の出動要請があった場合、ただちに出動可能な除雪車を手配し、出動させるとともに、その旨を町（庶務班）に報告する。



## 第7 ライフライン施設の応急対策（水道対策部）

## (1) 町（水道対策部）

町（水道対策部）は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡回するとともに、復旧用資機材の点検、整備及び対策要員を確保する。

## (2) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡回点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、通信を確保する。

## (3) 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、臨時巡回するとともに、復旧用資機材の点検、整備及び対策要員を確保する。

## (4) J R 北海道

J R 北海道倶知安駅及び札幌保線所倶知安保線管理室は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、除雪要員の確保、運転規制等を実施する。

## 第8 道路交通の確保（土木班）

### （1）国道・道道の除雪

小樽開発建設部倶知安開発事務所及び小樽建設管理部真狩出張所は、それぞれ国道及び道道の道路管理者として、異常降雪や吹雪により雪害が発生又は発生するおそれがある場合、緊急除雪体制を確立し、各所管道路の除排雪を実施し、道路交通の確保に努める。

#### ア 国道の除雪基準

小樽開発建設部倶知安開発事務所は国道の除雪を以下の基準により実施し交通の確保を行う。

種類	町内対象路線	除雪目標
第1種	国道5号 国道276号	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。
第2種	国道393号	2車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。

#### イ 道道の除雪基準

小樽建設管理部真狩出張所は道道の除雪を以下の基準により実施し交通の確保を行う。

区分	交通量	町内対象路線	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	倶知安停車場線 倶知安ニセコ線 京極倶知安線 蘭越ニセコ倶知安線 ニセコ高原比羅夫線 ニセコ高原比羅夫線（ひらふ坂）	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。

### （2）町道の除雪

#### ア 除雪体制の確立

町（土木班）は、町道の幹線道路及び支線の降雪、積雪状況を把握し、町内建設業者委託除雪機械及び借上げ除雪機械の支援を得て、速やかに除雪体制を確立して、道路交通の確保に努める。

#### イ 除雪の回数

町（土木班）は、降・積雪量、住宅状況、交通量を考慮して、除雪の優先度、除雪の回数等の緊急除雪計画を作成し、町道の除雪を実施する。

#### ウ 除雪基準

町（建設課）は町道の除雪を実施し交通の確保を行う。除雪の基準は以下のとおり。

除雪目標	対象延長
降雪10cm以上で除雪出動 連続した降雪で上記の基準には満たないが、今後、3~4時間程度で10cmを越えると予測される場合 風雪や地吹雪による吹溜りの発生が予測される場合 異常降雪の場合は除雪の遅れ及び一時中断もある。	154, 947m

## (3) 排雪対象路線

町（建設課）は町道の排雪を実施し、道路幅員の確保を行う。排雪の基準は以下のとおり。

除 雪 目 標	対象延長
原則として3回以上排雪路線	38, 941m

雪路線については、町地域防災計画資料編\_資料-9を参照のこと。

**第9 雪崩警戒対策（土木班）**

## (1) 道路斜面の雪崩対策

町（土木班）及び道路管理者は、積雪期においては常に積雪状態を把握し、雪崩による災害発生の防止対策を実施する。また、必要に応じて通行禁止等の通行規制を実施し、道路利用者の安全確保に努める。

また、雪崩による災害が発生した場合は応急対策体制を確立し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## (2) 鉄道施設の雪崩対策

JR 北海道俱知安駅及び札幌保線所俱知安保線管理室は、積雪期においては常に積雪状態を把握し、雪崩による災害発生の防止対策を実施する。また、必要に応じて線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全確保に努める。

また雪崩による災害が発生した場合は応急対策体制を確立し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## (3) 山岳斜面・スキーフィールド等の雪崩対策

町（商工部）は、山岳斜面及びスキーフィールド等で雪崩の発生が予想される場合、関係機関と連携して、危険地区のパトロール強化、雪崩発生危険地域への立ち入り禁止の措置を講じるとともに、広報活動を行い町民等に周知する。

**第10 孤立地域に対する対策（全対策部）**

## (1) 食料の供給

町は、異常降雪、吹雪等により、雪崩や吹雪等による道路交通の途絶により孤立地域が発生し、孤立地域の食料、生活必需品等が極度に不足する事態となった場合は、「第5章災害応急対策計画第15節 食料供給計画」及び「第5章災害応急対策計画第17節 衣料、生活必需物資供給計画」に基づき、関係機関と協力して、食料及び生活必需物資の供給を行う。

## (2) 輸送対策

町は、孤立地域が発生し、食料及び生活必需品等の供給を実施するときは、関係機関の協力をもとめ、雪上車等により輸送を行う他、道消防防災ヘリコプターの要請等により空中輸送を実施する。

## (3) 医療助産

町は、孤立地域において、救急患者の発生又は助産の必要がある場合、関係機関の協力をもとめ、雪上車等や道消防防災ヘリコプターの要請等により、患者の救急搬送を行う。

## (4) 応急教育

孤立地域における応急教育対策は、「第5章災害応急対策計画第26節 文教対策計画」に基づき実施する。

### 第3節 融雪災害対策計画

#### 第1 活動体制（全対策部）

町（全対策部）及び各防災関係機関は、気象注意報・警報等の防災気象情報、雨量、気温の上昇及び水位観測データなどから災害が発生するおそれがあると予想されるときは、応急活動体制を確立し、災害発生に備えて警戒活動を行うとともに、災害予防活動を行う。

町（全対策部）の応急活動体制は、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところによる。

#### 第2 気象情報・予警報の伝達（庶務班）

気象注意報・警報等の防災気象情報の伝達は、「第3章防災組織第2節第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達」による。

#### 第3 害情報の収集伝達体制（庶務班）

融雪災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施する。

町（庶務班）は、情報連絡のための通信手段を確保するとともに、札幌管区気象台及び各防災関係機関等と密接に連絡をとり、町内及び河川上流の降雨量及び河川水位の状況を的確に把握する。

把握した情報については、迅速に他の防災関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

#### 第4 災害広報（企画広報班）

融雪災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、町民等に対する災害広報は、「第5章災害応急対策計画第3節第1 災害広報及び情報等の提供の方法」の定めるところによるほか、次により実施する。

##### 町民等への広報

報道機関、広報車、掲示板等により次の事項について広報を実施する。

- (1) 融雪災害の情報
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (4) 避難場所等について
- (5) 交通通信状況
- (6) 医療機関等の情報
- (7) 関係機関の応急対策に関する情報
- (8) 施設等の復旧状況
- (9) 電気等ライフラインの状況
- (10) その他必要な事項

##### (11) 道路交通の確保（土木班）

町（土木班）、小樽開発建設部倶知安開発事務所及び小樽建設管理部真狩出張所は、道路管理者として、積雪、融雪滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、障害物を除去し、道路交通を確保する。

##### (12) 警戒及び巡視（土木班・羊蹄山ろく消防組合）

町（全対策部）及び羊蹄山ろく消防組合は、融雪災害等のおそれがあるときは、警戒・巡視を行うとともに、異常を発見したときは、土のうの設置、土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

##### ア 河川の警戒及び応急対策

町（土木班）、羊蹄山ろく消防組合及び消防団は、融雪災害が発生するおそれがあるときは、町内の河川の巡視又は監視による警戒を行い、災害が発生するおそれのある異常を発見した

ときは、河川管理者に通報するとともに、水防活動等の応急対策を実施する。

小樽建設管理部真狩出張所は、融雪災害が発生するおそれがあるときは、道管理河川の警戒・巡視を行い、異常を発見したときは、町（土木班）に連絡するとともに、応急対策を実施する。

また、河川施設の異常を発見したときは、サイレン、広報車等により町民等に周知する。

#### イ 監視警戒内容

- 監視警戒の内容は次による。
- (ア) 河川の水位の状況
- (イ) 水防施設の異常の有無
- (ウ) 道路、橋梁、その他、応急対策活動に関係のある被害状況
- (エ) その他水防上必要と認められる事項

#### ウ 巡視・監視の注意事項

巡視又は監視に当たり、注意すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 居住地側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (イ) 川側堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 河川堤防の溢水状況
- (オ) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他構造物と河川堤防の取り付け部分の異常
- (キ) ため池等については、(ア)～(カ)までの他次の事項
- (ク) 取入口の閉塞状況
- (ケ) 流域の山崩れの状態
- (コ) 流入水及び浮遊物の状況
- (サ) 余水吐及び放水路付近の状況
- (シ) 重ね池の場合の上部ため池の状況
- (ス) 横管の漏水による亀裂及び崖崩れ

#### エ 土砂災害危険区域の警戒及び応急対策

町（土木班）及び小樽建設管理部真狩出張所は、融雪出水及び降雨等による災害が発生するおそれがあるときは、土石流、崖崩れ等土砂災害の危険地区を巡視・警戒する。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに町民等に周知並びに土砂崩れの応急措置等の対策を実施する。

#### (1 3) 避難指示及び警戒区域の設定（町長・羊蹄山ろく消防組合）

町（町長）及び羊蹄山ろく消防組合は、融雪災害等により避難の必要があるときは、「第5章 災害応急対策計画第4節第3 避難指示等の周知」及び「第5章 災害応急対策計画第5節第3 警戒区域の設定」により、避難指示及び警戒区域を設定する。

## 第4節 鉄道災害対策計画

### 第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### (1) 実施要項

##### ア 北海道運輸局

(ア) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

(イ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(ウ) 踏切事故を防止するため、鉄道事業者等とともに広報活動に努めるものとする。

##### イ 鉄軌道事業者

(ア) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

(イ) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。

(ウ) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。

(エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

(オ) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(キ) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

### 第3 災害応急対策

#### (1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

##### ア 応急活動体制（全対策部）

町は、道路災害や鉄道災害が発生又は発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、北海道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

##### イ 情報通信（庶務班）

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施し、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努める。

把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

##### ウ 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

##### エ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### (2) 災害広報（企画広報班）

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする

##### ア 実施機関

鉄軌道事業者、町(羊蹄山ろく消防組合)、北海道、北海道警察

##### イ 実施事項

###### (ア) 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする

- ① 鉄道災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

###### (イ) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 倶知安町

町長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるもののか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動（羊蹄山ろく消防組合）

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 消防機関

(ア) 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

## (9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## (10) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

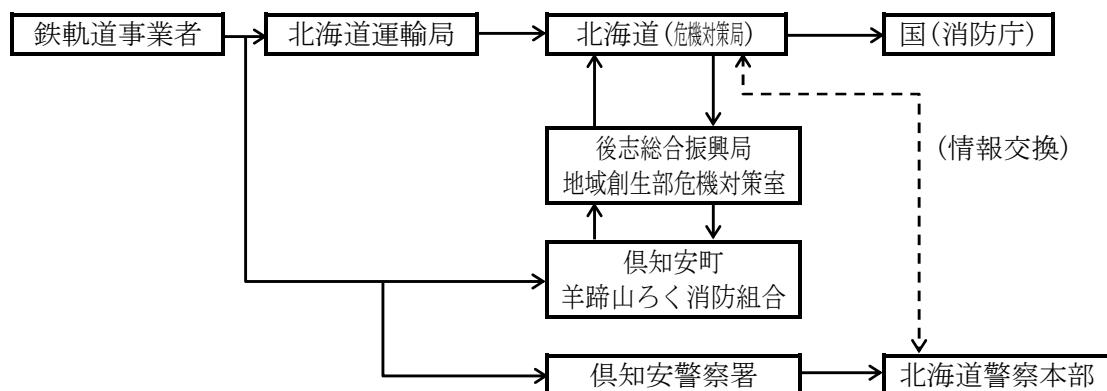
## (11) 広域応援（庶務班）

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## (12) 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定期を明らかにするよう努めるものとする。

(別記)



図表 4-1 情報通信連絡系統図

## 第5節 道路災害対策計画

### 第1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### (1) 実施事項

##### ア 道路管理者

- (ア) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
- (イ) また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (エ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (オ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- (キ) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。
- (ク) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (ケ) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

##### イ 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

### 第3 災害応急対策

#### (1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

#### (2) 応急活動体制（全対策部）

町は、道路災害や鉄道災害が発生又は発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、北海道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

## (3) 情報通信（庶務班）

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施し、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保とともに、災害情報の収集に努める。

把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

## イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## (4) 災害広報（企画広報班）

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

## ア 実施機関

道路管理者、町(羊蹄山ろく消防組合)、道、北海道警察

## イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ① 道路災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(イ) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

## (5) 応急活動体制

## ア 倶知安町

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## イ 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

#### ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### (6) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

#### (7) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるものほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

#### (8) 消防活動（羊蹄山ろく消防組合）

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

##### ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

##### イ 消防機関

(ア) 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

#### (9) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

#### (10) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

##### ア 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

##### イ 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

#### (11) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

#### (12) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援（庶務班）

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(14) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明確化するよう努めるものとする。

## 第6節 危険物等災害対策計画

### 第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高压ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 危険物の定義

#### (1) 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

#### (2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

#### (3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

#### (4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの

《例》毒物(シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

#### (5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

### 第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

#### (1) 危険物等災害予防

##### ア 応急活動体制(全対策部)

町は、危険物等災害が発生又は発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、北海道地域防災計画「災害(事故)対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

##### イ 情報通信(庶務班)

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施し、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努める。

把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## ウ 事業者

- (ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (ウ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

## エ 北海道、消防機関

- (ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

## オ 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

## (2) 火薬類災害予防

## ア 事業者

- (ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

## イ 北海道産業保安監督部

- (ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (エ) 事業者の予防対策について監督、指導する。

## ウ 北海道警察

- (ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (イ) また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- (ウ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- (エ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

## エ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## (3) 高圧ガス災害予防

## ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

## イ 北海道産業保安監督部

(ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の予防対策について監督、指導する。

## ウ 北海道警察

(ア) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があつたときは、速やかに知事に通報するものとする。

## エ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## (4) 毒物・劇物災害予防

## ア 事業者

(ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

## イ 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

## ウ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## (5) 放射性物質災害予防

## ア 事業者

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

## イ 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## ウ 北海道警察

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

## 第4 災害応急対策

## (1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

## ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

## イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## (2) 災害広報（企画広報班）

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

## ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

## イ 実施事項

## (ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ その他必要な事項

## (イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被害者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

## (3) 応急活動体制

## ア 倶知安町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## イ 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

## ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

## (4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

## ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

## イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るために適切な応急対策を講じるものとする。

## (5) 消防活動（羊蹄山ろく消防組合）

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

## ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

## イ 消防機関

(ア) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

## (6) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

## (7) 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## (8) 交通規制

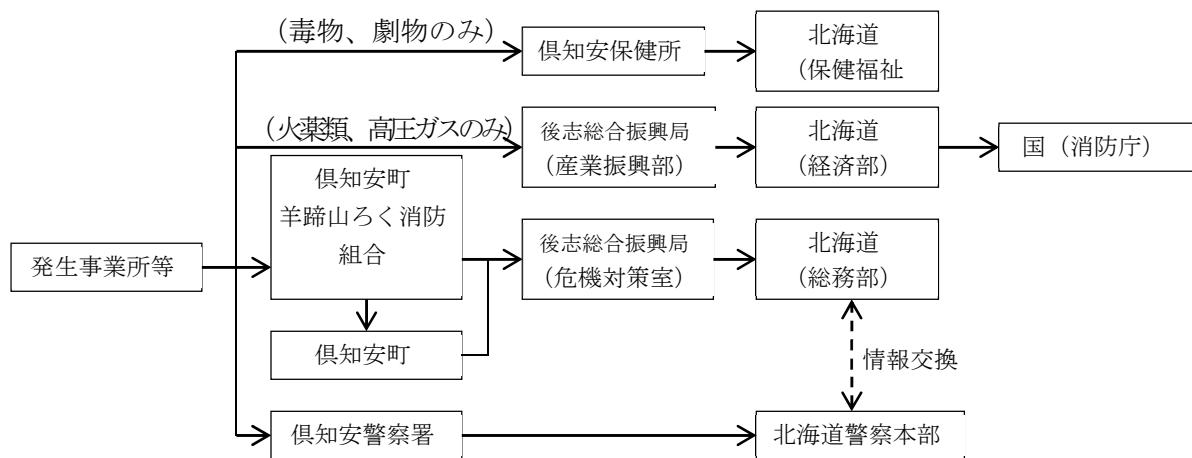
北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

## (9) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

## (10) 広域応援（広報班）

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。



図表 6-1 情報通信連絡系統図

## 第7節 大規模な火事災害対策計画

### 第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

#### (1) 倶知安町、消防機関

##### ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

##### イ 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

##### ウ 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

##### エ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

##### オ 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

##### カ 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

##### キ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

##### ク 消防体制の整備

消防職員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

##### ケ 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

##### コ 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

### 第3 災害応急対策

#### (1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

##### ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

##### イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### (2) 災害広報（企画広報班）

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

##### ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否状況

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) その他必要な事項

##### イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

## (3) 応急活動体制

## ア 俱知安町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## イ 応急活動体制（全対策部）

町は、危険物等災害が発生又は発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、北海道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

## ウ 情報通信（庶務班）

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施し、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努める。

把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## エ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

## オ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

## (4) 消防活動（羊蹄山ろく消防組合）

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

## ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

## イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

## ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

## (5) 避難措置（町長）

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

## (6) 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等各関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## (7) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

### (8) 自衛隊派遣要請

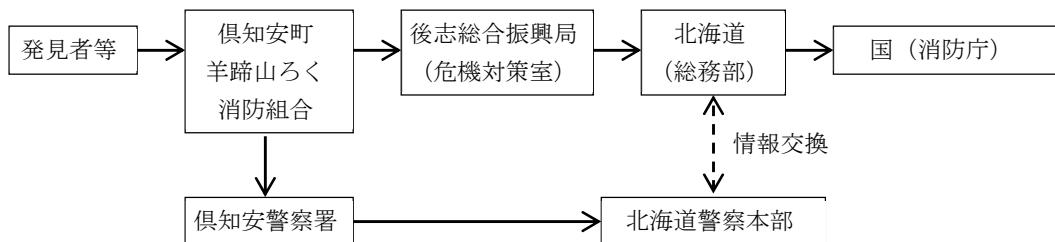
知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

## (9) 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。



図表 7-1 情報連絡系統図

## 第8節 林野火災対策計画

### 第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 予防対策

#### (1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町、国、道及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

ア 北海道森林管理局、俱知安町、北海道

北海道森林管理局、俱知安町、及び道は、次の事項を実施するものとする。

##### (ア) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ① タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- ② 入林の承認申請や届出等について指導する。
- ③ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- ④ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### (イ) 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようになるとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ① 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- ② 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ③ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- ④ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

##### (ウ) 消火資機材等の整備

- ① 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- ② ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を予め選定する。

#### イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (ア) 入林者に対する防火啓発
- (イ) 巡視
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

#### ウ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

**エ 自衛隊**

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 演習地出入者に対する防火啓発
- (イ) 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- (ウ) 危険区域の標示
- (エ) 防火線の設定
- (オ) 巡視員の配置

**オ 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者**

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を見た場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- (ア) 路線の巡視
- (イ) ポスター掲示等による広報活動
- (ウ) 林野火災の巡視における用地の通行
- (エ) 緊急時における専用電話の利用

**(2) 林野火災予消防対策協議会**

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

**ア 地区協議会**

後志総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

**イ 倶知安町協議会**

町区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された市町村林野火災予消防対策協議会において推進する。

**(3) 気象情報対策**

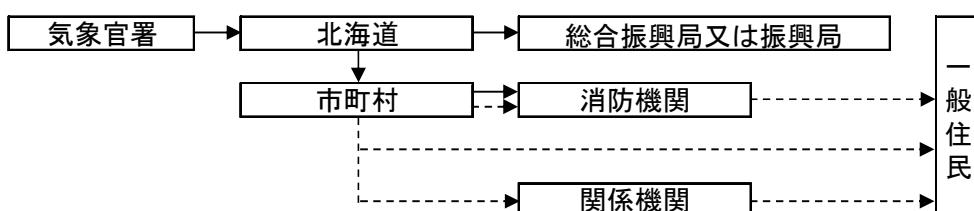
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

**ア 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）**

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、北海道地域防災計画資料編 7-3 火災気象通報に関する申し合わせのとおりである。

**イ 伝達系統**

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



----> は市町村長が火災に関する警報を発した場合

図表 8-1 火災気象通報伝達系統図

## (ア) 倶知安町

通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 22 条第 3 項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

## (イ) 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

**第3 応急対策**

## (1) 情報通信

## ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

## イ 応急活動体制（全対策部）

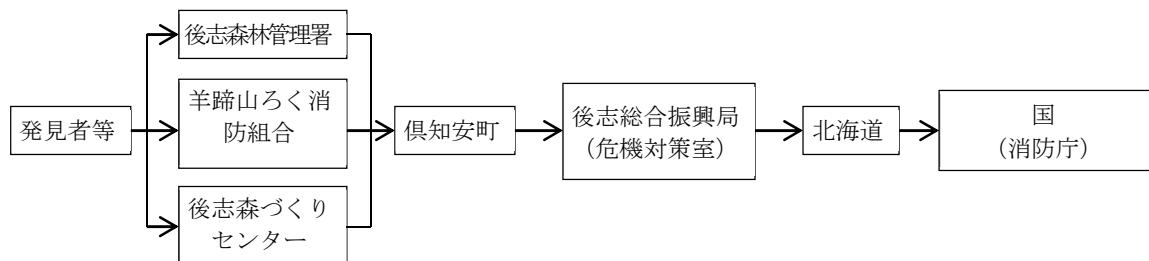
町は、林野火災が発生又は発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第3章防災組織第1節第3 応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、北海道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

## ウ 情報通信（庶務班）

林野火災が発生又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、「第5章災害応急対策計画第1節第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」により実施し、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努める。

把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

また、「林野火災被害状況調書について（昭和 54 年 2 月 26 日付林政 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。



図表 8-2 情報通信連絡系統

## エ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (エ) 町及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

### (2) 災害広報（企画広報班）

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

#### ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

#### イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

### (3) 応急活動体制

#### ア 倉知安町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### イ 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

#### ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

**(4) 消防活動（俱知安警察署）**

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

**(5) 避難措置（町長）**

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

**(6) 交通規制**

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

**(7) 自衛隊派遣要請**

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

**(8) 広域応援（庶務班）**

町、道及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 第9節 大規模停電災害対策計画

### 第1 基本方針

大規模停電事故により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### (1) 実施事項

##### ア 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

(イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。

(ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

##### イ 北海道産業保安監督部

(ア) 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

(イ) 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

##### ウ 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

##### エ 防災関係機関

(ア) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

(イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

(ウ) 町の方々に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

(エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(オ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

(カ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

##### オ 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

### 第3 災害応急対策

#### (1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

**ア 情報通信連絡系統**

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

**イ 実施事項**

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

**(2) 災害広報**

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

**ア 実施機関**

町、道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

**イ 実施事項**

実施機関は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

**(3) 応急活動体制****ア 俱知安町**

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

**イ 防災関係機関**

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

**ウ 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社**

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害応急対策を講ずるものとする。
- (イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- (ウ) 大規模な災害が発生し両社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

**(4) 消防活動**

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

**ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助****イ 火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起****ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送****(5) 医療救護活動**

大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

## (6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

## ア 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

## イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

## (7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

## (8) 応急電力対策

## ア 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、町や道と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

(ア) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

(イ) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

(ウ) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、(2)による決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

## イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

## (9) 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や水道協会に対し応援を要請するものとする。

## (10) 石油類燃料の供給対策

町、道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

## (11) 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

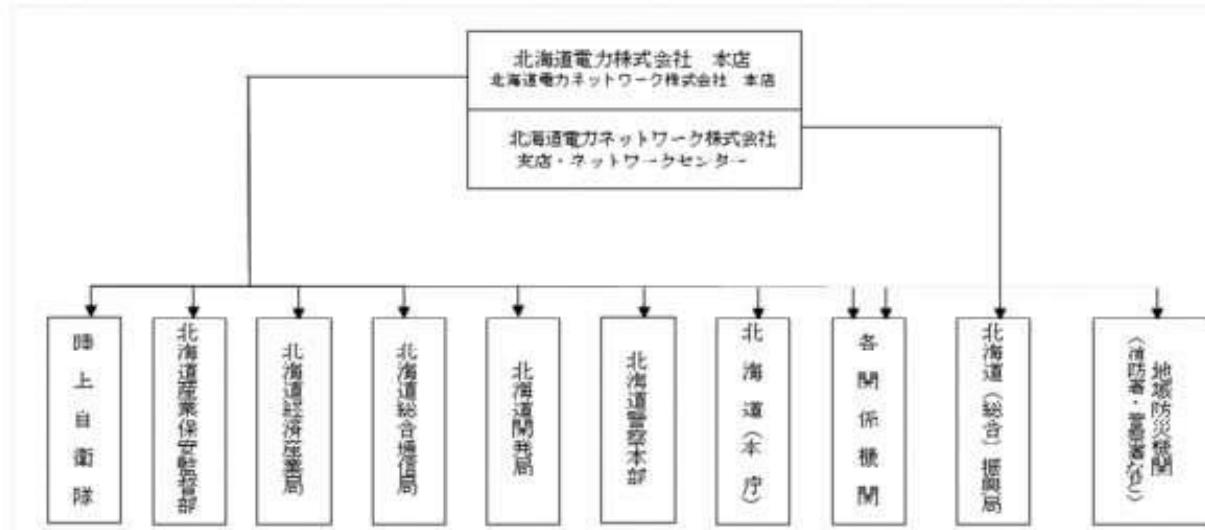
## (12) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1  
情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力ネットワーク株式会社と俱知安町の管理職によるホットラインを設置

図表 9-1 大規模停電における情報通信連絡系統図